

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対策を講ずる必要がある令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜は、受検者が移動して、1つの会場に集合する形となるものの、検査中は基本的に検査問題を解くことに集中し、他の受検者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、感染拡大のリスクは比較的低位に分類されます。入学者選抜の実施時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、受検者が事前の体調管理を心がけ、検査当日も受検者が家庭での検温などにより自身の健康状態を把握した上で受検に臨むよう促すことなども含め、十分な対策を講じた上で入学者選抜を実施し、受検機会の確保を図ることが重要と考えます。これは、令和3年9月10日付け文部科学省初等中等教育局長及び総合教育政策局長通知「現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」の考え方に沿うものであり、受検者側においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を日々実践することを前提に、各検査場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受検者に安心して受検できる場を提供できるかという視点に立って、入学者選抜を実施しますので、以下の2について、受検者への指導とあわせてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、以下は一般選抜（追検査含む）に限らず、推薦選抜、特別選抜、スポーツ特別選抜、第2次募集においても準じてご指導、ご対応ください。

2. お願いしたいこと

(1) 「受検者のみなさまへ」・「受検者のみなさま、保護者のみなさまへ」及び「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」の配布について

お手数ですが、印刷して受検者に配布いただき、次の点は特に受検者への指導をお願いします。

○検査当日は、「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」により、家庭で検温するなど健康状態を確認すること。

次の場合は、無理せず学力検査の受検を取りやめ、追検査での受検を検討するとともに、中学校に連絡すること。

- ・「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」で追検査受検の判断基準に該当している場合
- ・継続して発熱・咳等の症状がある場合
- ・インフルエンザ等の確定診断があっても37.5度以上の熱がある場合 など

なお、高等学校への「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」の提出は不要です。

○マスクを必ず着用すること。ただし、文字等の印刷されていないものに限る。

○検査場は、換気のために室温が低い場合もあるので、着脱可能な暖かい服装の準備をしてくること。検査時に制服の上に防寒着を着る場合は、無地で文字等の印刷されていないものに限ること。

(2) 受検ができない者（新型コロナウイルス感染症に罹患した者、濃厚接触者及びその可能性があるが特定までに至っておらず自宅待機等している者又は濃厚接触者とされたがPCR検査等の結果が判明していない者）が、追検査を希望する場合の添付書類について

- ・医師の診断書等に代わり、中学校長が証明する「申告書（別紙様式第25号-2）」で可能です。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患していたが受検が可能となったことなどを証明する方法は、自己申告とします。中学校長を通じて志願先高等学校に電話で申し出るとともに、「申告書（別紙様式第25号-2）」を提出してください。

(3) 特別な事情がありマスクが着用できないとの申し出があった受検者への対応について

特別な配慮を必要とする場合は、「令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱（以下、

「実施要綱」いう。) にしたがって対応してください。

(4) 受検者が、受付までに、発熱や咳等により追検査の希望を申し出た場合の手続き等について
受検者(保護者)から連絡を受けた中学校長の対応としては、次のような流れとなります。

① 欠席理由の連絡

【受検者・保護者 → 中学校長】

中学校長は、追検査の出願資格を確認するとともに、追検査希望の意思を受検者に確認。

② 欠席理由及び追検査希望の有無の報告

【中学校長 → 高等学校長】

出願時に検査場の特別措置を願い出ている者は、学力検査場の高等学校長にも連絡。

以後の手続きは「実施要綱」にしたがってください。

また、検査当日の受付後に、追検査を検討すべき判断基準に該当する受検者が発生した場合は、高等学校から中学校(引率教員、中学校長)に連絡し、中学校から当該受検者の保護者に連絡を入れることとなります。

なお、**追検査の出願資格**は次の通りです。

「学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者及び検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により学力検査等を受検できなくなった場合」

インフルエンザ罹患者だけでなく、次のような場合も含むものとします。

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- 濃厚接触者及びその可能性があるが特定までに至っておらず自宅待機等している者又は濃厚接触者とされたが検査結果が判明していない者
- 継続して発熱・咳等の症状のある者
- 37.5度までの熱はないが、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者
- 「[受検者用]検査当日健康状態チェックリスト」で追検査受検の判断基準に該当する者

(5) 無症状の濃厚接触者である受検者への対応について

以下のi)~iv)のいずれの要件も満たしている場合は、受検を認めることができますので、検査前日の**3月2日(水)10時までに中学校長を通じて志願先高等学校長に連絡**してください。それ以降の申し出については、追検査で受検することとなります。

申し出は、期限までに電話で連絡を行い、その後中学校長が証明する「申告書」(別紙様式第25号-2)を提出してください。

- i) 初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果、陰性であること
- ii) 受検当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて、自家用車等で検査場に行くこと
- iv) 終日、別室で受検すること

(6) その他

- ・検査前日の15時に、志願先高等学校のホームページを見るよう受検者にご指導ください。通常実施でない場合、又は特に受検者に知らせたいことがある場合のみ掲載があります。
- ・昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症対策として、各高等学校での掲示はせず、ホームページへの掲載のみとする方向で検討しています。正式には今後お伝えします。

※添付書類等

- ・受検者のみなさまへ(新型コロナウイルス感染症の対応について) …… **配布用**
- ・受検者のみなさま、保護者のみなさまへ(新型コロナウイルス感染症に伴う対応について) …… **配布用**
- ・[受検者用]検査当日健康状態チェックリスト …… **配布用**
- ・「様式第25号-2 申告書」…中学校長が証明する様式。「実施要綱」での収録なし。